

営農情報

平成29年5月

春の農作業安全月間 4月15日～6月15日

〈平成29年度岩手県農作業安全スローガン〉

いつもの慣れが落とし穴 急がずあせらず 農作業安全

もしもの場合に備えて農業労災保険加入のおすすめ

労災保険は、労働者の業務災害（負傷、疾病、死亡など）に対して保険給付を行う公的制度です。治療費の負担や休業補償など充実した制度で、万一のときに備えて加入をご検討下さい。

概算保険料（5月加入、基礎日額5,000円の例）

加入区分	合計（保険料+事務費）
特定農作業	17,027円
指定農業機械作業	6,098円

※加入期間は平成29年5月1日～平成30年3月末日まで

お問い合わせ先 JA各営農経済センターまたは営農振興課 ☎ 23-9176（西部）、☎ 75-3311（東部）



農業電子図書館（会員募集のお知らせ）

JAでは、農業電子図書館を各営農経済センターに設置しております。水稻・園芸品目の栽培暦は平成29年度版を掲載。各園芸・畜産部会便りは都度更新しておりますので、来店の際はぜひご利用下さい。

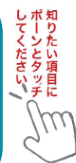
また、利用会員の募集も行っておりますので、自宅のパソコンやスマートフォンをお持ちで興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。年会費は、12,000円です。

～電子図書館の収録内容（一部抜粋）～

- 作物の病害虫・雑草・農薬登録情報
- 現代農業、農業技術大全の専門書
- JAいわて平泉独自ページとして
 - 栽培暦、青果・畜産物市況
 - 各部会便り等更新しております。

～画面の紹介～

- 病気・害虫
- 雑草
- 農薬
- JAからのお知らせ
- 生産の情報
栽培・農産加工など



お問い合わせ先 JA営農振興課 ☎ 23-9176（西部 担当：伊藤） ☎ 75-3311（東部 担当：三浦）

農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認するポイントを紹介します。



◎登録のある農薬を購入しましょう！

○農薬のラベルを確認する

- 農林水産省「登録番号」の有無
- 適用のある「作物名」「適用病害虫（雑草）名」の確認
- 使用面積に必要な薬量の確認

注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物には使えません。罰則もあります。（農薬取締法第11条、同第7条）

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。

◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

- 使用する作物名があるか確認
 - ・作物名、適用病害虫（雑草）名
- 使い方を確認
 - ・希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数、使用方法、使用上の注意
- 必要な薬量を確認
 - ・必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整

注意：農薬取締法の規定により、使用基準（対象作物、希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数）を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。（農薬取締法第17条）